

国民年金に加入していますか

国民年金は全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転勤などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者など	ご自身で市役所へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員など	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦など	配偶者(第2号)の勤務先が届出	なし(配偶者の制度が負担)

【例えば】太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳まで加入する年金は？

- 太郎さん：【20歳に到達】 学生で国民年金(第1号被保険者)に加入
 【22歳で就職】 会社員になり厚生年金(第2号被保険者)に加入
 【45歳で転職のため退職】 次の会社に就職するまでは国民年金(第1号被保険者)に加入
 【58歳で退職】 退職後も60歳までは国民年金(第1号被保険者)に加入
- 花子さん：【20歳に到達】 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金(第2号被保険者)に加入
 【29歳で結婚・退職】 夫に扶養されている間は国民年金(第3号被保険者)に加入
 【45歳で夫が退職】 国民年金の第1号被保険者に変更
 【夫が再就職】 国民年金の第3号被保険者に変更
 【夫が58歳で退職】 60歳までは国民年金(第1号被保険者)に加入

太郎さんの場合	学生	会社員	無職	会社員	無職
	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)
	20歳	22歳	29歳	45歳	58歳 60歳
花子さんの場合	会社員	専業主婦			
	第2号 (厚生年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)

◆第1号、第2号、第3号の被保険者期間(保険料納付済期間及び保険料免除期間)を合計して25年で老齢基礎年金の受給資格ができます。また、保険料納付済期間が40年(20歳～60歳)で満額の老齢基礎年金を受けることができます。

◆国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務付けられていますが、希望すれば65歳までの間、任意加入ができます。60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない方は任意加入することにより、受給資格を得ることができる場合があります。また、40年(480月)納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受けとれない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできますので、お気軽に社会保険事務所、または、市民生活課国民年金担当窓口にお問い合わせください。

国

保

出産育児一時金と
葬祭費が変わります

10月1日から被保険者が出産した時に受けられる出産育児一時金と被保険者が死亡した時に葬祭を行った方が受けられる葬祭費の額が変わります。

出産育児一時金
(世帯主に支払われます)
1児につき
30万円(9月30日出産まで)

←
35万円(10月1日出産から)

葬祭費
(葬祭を行った人に支払われます)
1件につき
3万円(9月30日まで)

←
5万円(10月1日から)

いずれも申請が必要となります。出生届・死亡届を提出する際に申請してください。申請者(世帯主・葬儀を行った方)名義の金融機関名(郵便局以外)と口座番号が分かるものをご用意ください。

問合せ 市民生活課 国保医療担当